

# 議 事 日 程

平成 29 年第 3 回浜中町議会定例会

平成 29 年 9 月 14 日午前 10 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 58 号	平成 29 年度浜中町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 3	議案第 59 号	平成 29 年度浜中診療所特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 4	議案第 60 号	平成 28 年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第 5	議案第 61 号	浜中町教育委員会委員の任命同意について
日程第 6	議案第 62 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 7	認定第 1 号	平成 28 年度浜中町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況報告の認定について
日程第 8	認定第 2 号	平成 28 年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 3 号	平成 28 年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 10	認定第 4 号	平成 28 年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 11	認定第 5 号	平成 28 年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 12	認定第 6 号	平成 28 年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 13	認定第 7 号	平成 28 年度浜中町水道事業会計決算の認定について
日程第 14	報告第 7 号	平成 28 年度浜中町財政健全化判断比率の報告について
日程第 15	報告第 8 号	平成 28 年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について
日程第 16	報告第 9 号	一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について

日程第17		議員の派遣について
日程第18		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・議会運営委員会)

## 追 加 議 事 日 程

平成29年第3回浜中町議会定例会

平成29年9月14日午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第19	議案第63号	平成29年度浜中町一般会計補正予算（第4号）

---

◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

---

◎日程第2 議案第58号平成29年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第58号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第58号平成29年度浜中町介護保険特別会計補正予算第1号について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、平成28年度介護給付費等の確定に伴う返還金など今後、必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。補正の内容といたしましては歳出では、5款諸支出金、国庫支出金等返還金で介護給付費交付金の前年度精算により国庫負担金補助金等返還金197万3,000円の追加。

一方、歳入につきましては、前年度精算交付金として2款国庫支出金3万8,000円、3款道支出金1万4,000円、5款支払基金交付金19万円をそれぞれ追加し不足する財源については7款繰越金173万1,000円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、4億5,168万7,000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから第58号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第58号の討論を行います。

○議長（波岡玄智君） これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） したがって議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 議案第59号平成29年度浜中診療所特別会計補正予算（第2号）

---

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第59号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第59号平成29年度浜中診療所特別会計補正予算第2号について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、東北北海道病院からの整形外科医派遣に伴う委託料の不足分の追加など今後、必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。補正の内容といたしましては、歳出1款総務費、浜中診療所維持管理に要する経費では、11節需用費の修繕料で施設暖房用パワーヒューズの交換に伴い、3万3,000円の追加、18節備品購入費は、北大派遣医師住宅の石油ストーブの更新に伴い9万6,000円の追加、浜中診療所運営に要する経費では、東北北海道病院からの整形外科医派遣に伴い11節需用費の食糧費2万9,000円、12節委託料5万4,300円の追加、27節公課費の消費税3万8,000円のいずれも不足見込み分を計上。

以上により今回の補正額は7万3,000円の追加となります。

一方、歳入につきましては3款繰入金は、財源調整のため、一般会計繰入金で26

万1,000円を減額、6款町債の過疎地域自立促進特別事業債は、東北北海道病院からの整形外科医師派遣に係る事業費108万円を充当するもので100万円を追加計上させていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出の総額は、2億5,028万円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第59号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

10番田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 1点だけお知らせしていただきたいと思います。東北北海道病院から整形外科医が派遣されておりますけれども、年間に何回実施されていて年間どのくらいの患者数があるのかをお知らせいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（齊藤清隆君）** ただ今のご質問にお答えいたします。今年度6月1日の契約で東北北海道病院から整形外科医の派遣をお願いしているところでございますが、原則毎月2回予定しております。それで今のところ12月までの予定が入ってございまして6月から12月までの間で12回実施してございまして、この間もう1回くらい増える可能性があると言う事から今回13回分の予算計上をしております。1回の患者予約数は、定員25人としております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 1回の25人定員で予約を受けていると言う事ですが、13回行った場合、全て25人の定員に満たしたと考えてもよろしいのでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（齊藤清隆君）** ただ今のご質問にお答えいたします。25人の定員ですけれども、その時によっては、20人に満たない回数もございます。6月の1回目は22名、7月が1回目18名、2回目が19名となっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** これで質疑を終わります。

これから議案第59号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第59号を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第60号平成28年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第60号を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（松本博君） 議案第60号平成28年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の処分については、議会の議決が必要とされているものであります。平成28年度の未処分利益剰余金の内容につきましては、当期純利益のほか、企業債償還の一部財源として減債積立金を取り崩したことにより、発生するその他の未処分利益剰余金変動額であります。

なお、この処分につきましては、それぞれ減債積立金、建設改良積立金、自己資本金といたします。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第60号の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。  
これから議案第60号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第5 議案第61号浜中町教育委員会委員の任命同意について

---

○議長（波岡玄智君） 日程5 議案第61号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第61号浜中町教育委員会委員の任命同意について、提案の理由をご説明申し上げます。

現教育委員の栗本英彌氏は、平成29年10月31日をもって任期満了となりますが、同氏の人格、識見は教育委員として最適任と認めるところであり、引き続き任命いたしたく、ここに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

なお、任期は、平成29年11月1日から平33年10月31日までの4年間となりますので、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、質疑討論を省略し直ちに採決したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本案は質疑討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから議案第61号を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(波岡玄智君) ただ今の出席議員は11人です。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長(波岡玄智君) なお、指示があるまで記入せずにお待ち願います。

○議長(波岡玄智君) 投票用紙の配付漏れを確認します。配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(波岡玄智君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。選任を可とする方は賛成と、否とする方は、反対と記載して投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

ただ今から投票用紙への記入をお願いします。記入が済み次第、1番議員より順次投票願います。

(投票)

○議長(波岡玄智君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

開票にあたり、会議規則第32条の規定により立会人に11番菊地議員、1番加藤議員を指名します。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

両議員の立会を願います。

(開票)

○議長（波岡玄智君） 投票の結果を報告します。

○議長（波岡玄智君） 投票総数11票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票11票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成10票、反対1票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第61号は、選任に同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

---

### ◎日程第6 議案第62号人権擁護委員の候補者の推薦について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第62号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第62号人権擁護委員の候補者の推薦について提案の理由をご説明申し上げます。

本町の人権擁護委員は、加藤憲治氏と天間館りゅう子氏、中村裕子氏の3名であります。このうち加藤憲治氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、鉦路地方法務局長から委嘱に伴う候補者の推薦依頼がありました。加藤憲治氏は、平成20年10月に委嘱されて以来、今日まで含めた活動実績を残されておりますが、この度12月31日の任期満了で退任することになりました。ここに人権擁護委員としての功労を称えるものであります。後任の人権擁護委員に茶内橋北の山口寿宏氏を最適任と認め法務大臣に推薦いたしたく提案を申し上げたところであります。

山口寿宏氏は、昭和52年茶内郵便局に奉職され川湯郵便局、霧多布郵便局局長代理、阿寒郵便局副局長、霧多布郵便局局長を歴任され平成29年3月定年により退職されるまで重要なポストで活躍され人格、識見共に優れ広く社会の実情に通じ人権問題に熱意を持って取り組めることから、人権擁護委員として最適任と判断されますので、ここに人権擁護委員法第6条第3項により議会の意見をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** お諮りします。

本案は、質疑討論を省略し直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって本案は、質疑討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって議案第62号は、適任と認めることに決定しました。

- 
- ◎日程第7 認定第1号平成28年度浜中町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況報告の認定について
  - ◎日程第8 認定第2号平成28年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ◎日程第9 認定第3号平成28年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ◎日程第10 認定第4号平成28年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ◎日程第11 認定第5号平成28年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ◎日程第12 認定第6号平成28年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ◎日程第13 認定第7号平成28年度浜中町水道事業会計決算の認定について
- 

**○議長（波岡玄智君）** 日程第7 認定第1号ないし日程第13 認定第7号は、関連

がありますので一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 認定第1号から日程第7号までの7案件につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項及び第5項では、各会計決算について監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないと規定されておりまた、同法241条第5項では、定額の基金を運用するための基金を設けた場合は、監査委員の意見を付けて同法233条第5項の書類と合わせ議会に提出しなければならないと規定されていることから、この度、同法の規定により議会の認定に付すべきご提案を申し上げた次第であります。

なお、平成28年度、各会計の決算につきましては、7月14日付けで基金運用状況報告と合わせ監査委員に提出し、8月30日付けで審査意見書の提出をいただいております。

また、水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項では、監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないと規定されていることから、議会の認定に付すべき提案するもので6月1日付けで監査委員に提出し、6月29日付けで審査意見書の提出をいただいております。

認定第1号の一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額67億6,340万3,035円歳出総額66億3,787万2,821円で繰越明許費繰越額3,347万8,000円を除いた歳入歳出差し引きは、9,205万2,214円の黒字決算となります。

また、基金運用状況報告につきましては、該当する土地開発基金について、監査委員より適正に運用されている旨の意見をいただいております。認定第2号の国民健康保険特別会計は、歳入総額14億174万6,524円、歳出総額13億2,945万4,992円で歳入歳出差し引きは、7,229万1,532円の黒字決算となります。

認定第3号の後期高齢者医療特別会計は、歳入総額6,674万4,495円、歳出総額に6,553万1,997円で歳入歳出差し引き121万2,498円の黒字決算となります。

認定第4号の介護保険特別会計は、歳入総額4億2,230万8,991円、歳出総額4億2,201万8,884円で歳入歳出差し引きは、729万107円の黒字決算とな

ります。

認定第5号の浜中診療所特別会計は、歳入総額2億5,051万8,143円歳出総額2億4,567万800円で歳入歳出差し引きは、484万7,343円の黒字決算となります。

認定6号下水道事業特別会計は、歳入総額4億1,361万3,736円歳出総額4億1,122万8,846円で歳入歳出差し引きは、238万4,890円の黒字決算となります。

認定第7号の水道事業会計は、収益的支出につきましては、収入の営業収益は、1億1,786万9,395円、営業外収益は7,969万959円で収入総額は1億9,756万354円、支出の営業費用は1億6,634万2,349円、営業外費用は1,242万5,845円で支出総額は1億7,876万8,194円で1,879万2,160円の当期純利益を生じる決算となりました。この利益剰余金につきましては、減債積立金及び建設改良積立金といたします。

また、減債積立金の取り崩しに伴い、その他の未処分利益剰余金変動額1,000万円が発生し、この剰余金は、組み入れ資本金といたします。

資本的収支につきましては、収入総額は361万3,385円。支出総額は5,807万4,692円で収入総額が支出総額に対して不足する額5,446万1,307円は、減債積立金1,000万、過年度分損益勘定留保資金4,446万1,307円で補てんいたしました。

以上、各会の決算上状況を申し上げましたが、平成28年度も地域経済町財政共に厳しい状況の中、行財政の運営にあたりましては、常に危機感を持ちながらも当面する事業の執行には万全を期してまいりました。今後とも町政運営につきましては、まちづくりの基本テーマのもと、行政課題の解決に向け町民と議論を深め地域の活力を生かして個性豊かな活力ある将来の展望を切り開くべく生産基盤、生活環境、福祉、教育、文化等の整備充実に力を注ぎ安全で快適なまちづくりを推し進める所存であります。日頃の町行政の執行に際しましては、議員各位のご理解とご協力に深く感謝申し上げますと共に今後とも本町の地域経済の活性化と活気のあるまちづくりに向けて積極的かつ効率的な行政の推進を図ってまいりますので、よろしくご審議いただきたく認定賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** お諮りします。

**○議長（波岡玄智君）** 　ただい今、提案されました認定第1号ないし認定第7号は、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし、閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 　異議なしと認めます。

したがって認定第1号ないし認定第7号につきましては、10人の委員によって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただ今、設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条の規定により議長において1番加藤議員、2番堀金議員、3番鈴木議員、4番中山議員、5番秋森議員、6番成田議員、7番三上議員、8番前田議員、10番田甫議員、11番菊地議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 　異議なしと認めます。

したがってただ今、指名した10人の議員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

---

**◎日程第14　報告第7号平成28年度浜中町財政健全化判断比率の報告について**

---

**○議長（波岡玄智君）** 　日程第14　報告第7号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 　報告第7号平成28年度浜中町財政健全化判断比率の報告について提案の理由をご説明申し上げます。

平成21年4月より全面施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け当該比率に応じて財政の

早期健全化及び再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定し財政運営について外部監査を求めるなどの方策により当該地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とされたものであります。

本町の平成28年度財政健全化判断比率ですが普通会計の実質赤字比率及び全会計を対象とした連結実質赤字比率につきましては、先ほど決算の認定でご説明申し上げましたとおり、一般会計を含む全会計が黒字決算となっております。

次に一般会計等の管理償還金等の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率につきましては10.1%、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率につきましては、45.6%といずれも早期健全化基準の割合を下回っております。

なお、実質公債費比率につきましては、平成18年度から7ヵ年計画の公債費負担適正化計画に基づき平成24年度に13%代の比率になるよう計画をして推進してまいりましたが、平成23年度でその目標を達成し以降、順調に改善してきたところですが、平成27年度と比較すると0.1%悪化しており、この要因は、普通交付税が減額されたことによるものであります。今後もこの比率の維持と更なる改善に取り組む所存であります。

また、お示した比率は、いずれも早期健全化基準の範囲内であるものの、本町は交付税等の依存財源により財政運営されていることから、今後も財政の健全化に向けた政策を基本とし財政運営を進めてまいります。ここに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき監査委員の意見書を付して報告する次第であります。

**○議長（波岡玄智君）** これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

---

◎日程第15 報告第8号平成28年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第15 報告第8号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 報告第8号平成28年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について提案の理由をご説明申し上げます。

本案の資金不足比率ですが資金不足額が事業の規模に対する割合を示すもので平成28年度決算における地方公営企業法の適用事業である水道事業会計及び、同法非適用企業である下水道事業特別会計のいずれも資金不足の状態ではなく資金不足比率は生じておりません。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は20%であります。ここに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき監査委員の意見を付して報告する次第であります。

**○議長（波岡玄智君）** これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

---

**◎日程第16 報告第9号一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について**

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第16 報告第9号議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 報告第9号一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項では、普通地方公共団体が出資している法人の経営状況について議会に提出することになっておりますので、第14基平成28年7月1日から平成29年6月30日の決算状況及び第15基、平成29年7月1日から平成30年6月30日の事業計画について、ここに提出した次第であります。

第14期の事業内容につきましては、発電量285万3096キロワットで5,344万2,713円の売電となっております。今期は、昨年4月20日にメインスイッチの故障が発生し8月24日まで運行停止を余儀なくされましたが、それ以降は大きな故障は発生せず順調に稼働いたしました。その結果、当初の計画である発電量240万キロワット売電額4,495万2,000円を大幅に上回る実績を得ております。

第15期の事業計画では、過去の平均発電量を参考にし総発電量270万キロワット売電額5,057万1,000円を見込んでいるところであります。

なお、詳細につきましては、企画財政課長より説明させます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） （報告第9号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

---

### ◎日程第17 議員の派遣について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第17 議員の派遣についてを議題とします。

北海道町村議会議長会主催による、議員研修会等に議員を派遣することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第120条の規定によって議員を派遣することに決定しました。

---

### ◎日程第18 閉会中の継続調査の申し出について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第18 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

**○議長（波岡玄智君）** お諮りします。

ただ今、町長から議案第63号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって議案第63号を日程に追加し直ちに議題とすることに決定しました。

---

## ◎日程第19 議案第63号平成29年度浜中町一般会計補正予算第4号について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第19 議案第63号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第63号平成29年度浜中町一般会計補正予算第4号について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、役場庁舎建設工事等実施設計委託に係る経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費新庁舎建設準備に要する経費で役場庁舎建設工事等実施設計委託料1億8,361万8,000円を増額するもので

あります。

一方、歳入につきましては起債計画上、事業を5つに分け役場庁舎建設事業で5,940万円、地域防災センター建設事業で4,080万円、拠点避難地建設事業で800万円、避難道路建設事業で3,260万円、緊急消防援助隊活動等拠点施設建設事業で890万円を緊急防災減債事業債で見込み負債対象経費に対する財源には、財政調整基金繰入金を充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、1億8,361万8,000円を追加し、79億1,837万8,000円となります。

次に、第2表繰越明許費につきましては、役場庁舎建設事業等実施設計委託料1億8,361万8,000円は、事業が年度内に終わらない見込みから地方自治法第213条第1項の規定に基づきあらかじめ翌年度に繰り越して事業を実施しようとする金額の限度額を定めようとするものであります。

次に第3表地方債補正につきましては、地方債を財源とする事業費に伴う補正であります。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第63号の質疑を行います。

10番田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 1点だけ確認させていただきたいと思います。

私は、この地に庁舎が建つ事が決まって以来、将来、負担も考えながら立派な庁舎を作ると言う願い、その短い期間で担当の職員の努力は、大変なものだっただろうと推測いたします。その上で確認いたしますけれども、今回この実施設計を委託するにあたっての庁舎面積について前回、まとめられた基本計画の面積としまして示されました図面4063㎡を基に実施設計を発注するものと考えておりますけれども、それでよろしいのかどうか確認させていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 今、ご質問にありました基本設計と平面での4063㎡との違いですけれども庁舎建設に係る経過はこの間、基本構想、基本計画、基本設計そして今回計上させていただいた実施設計これらを得て建設工事に着手するという事で、これまで作業を進めておりますが、新庁舎の平面計画の作業につきましては、基

本設計の段階で今月末をもって基本設計を完了するという事で現在、作業を進めております。

平面計画の考え方によりましては今、示しております4063㎡で基本計画の中で計画上示させていただいておりますが基本設計も現在9月末までに向けて作業も進めている中では、この面積も最終的には、変更になってくる事も考えられるという事で抑えていただきたいと思っております。基本計画の成案が整った後の設計中の9月末までの面積という事で理解いただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 実施設計の予算が計上されていて、どの基準の面積で実施設計が発注されるのか見えていない中での予算計上であります。その基本計画が出来上がるのが今月末という事での答弁ですけれども、そこでの面積が見えてこないんですけれども、その点いかなもののでしょうか。この基本計画でいくと4288㎡ですが、先ほど4,180万円、基本計画では、4288㎡を基本計画ベースに面積が変わっていくという事で前回、示されたこの図面4063㎡これに近い数字で基本計画があがってきて、それをベースに実施設計が発信されるのかという事なんです。

今回、提案の実施設計予算について解る様にお答えいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 議員おっしゃられましたように先ほど私申し上げましたが、基本計画の成案の後の今、実施設計の最中で、それを受けて議員おっしゃられました基本設計の4063㎡全体としては、その基本計画で示してあります4180㎡を基本としてこれから実施設計へ進むと言う様な事でありまして。今、議員おっしゃられている4063㎡の部分で4180㎡からいろいろな対象にならない部分を差し引いたものが4063㎡という事の内積になっております。ですから、この4063㎡の数字を基本にこれから実施設計へ進んであくまでもベースとなる数字では、議員おっしゃられている数字と同じであります。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** これに示されている総床面積4180㎡と延べ床面積が4063㎡とあります。前回、示されました基本計画の成案ですけれども、ここに載っている数字4280㎡これを基本計画としながら基本設計に入っている段階であります。その基本設計の内積は、まだ出来上がっていないと思っておりますけれども、4083

m<sup>2</sup>この延べ床面積と考えていいのか、それを基に今回、実施設計が発注されるものなのか確認したいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今、議員おっしゃられましたように4063m<sup>2</sup>これを基本に実施設計の方に進むと言う事でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） 私は、数字的な事を確認させていただきたいと思います。役場庁舎建設工事の実施設計委託料が1億8,361万8,000円これに伴う緊防債で充てるのが1億4,970万円で残りの3,391万8,000円を財源にするという意味が解らないんです。今回この5つの起債事業以外に単独で行う調査設計の事業と言うふうなものが出てくるのかなと思うのですがもし、それがあるとすればその3,391万8,000円の財政調整基金分を充てる分の内訳を示していただきたいと思います。実施設計分は、私の考え方では、実施設計については全て100%緊防債の対象でその70%が交付税算入分と言う事だと思っていますので財政調整基金を入れて予算で見込む必要があるのかどうか、その辺を確認したいと思います。

それと入札で行うのか、あるいは随意契約で行う予定なのか、それといつまでの納期なのか、繰越明許費を設定していますから来年度になると思いますけれども、それもお知らせいただきたいと思います。それと先ほど10番議員が質問していた庁舎面積の関係ですけれども、私は、以前にも全員協議会でお話ししましたけれども、今言われた4063m<sup>2</sup>が基本で、これから実施設計を発注する中、その業者の設計によって上下する場合がでてくると言う事で実施設計の成果品を基に発注すると言う考え方でいたのですが、それでいいのかどうかの確認をしたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡邊馨君） まず、前段に質問のあった件につきましては、事業の中身と言う事ですので建設課の方でご答弁いたします。

先ほどご質問のありました緊防債の他に町単独事業と言うものがございます。これにつきましては、先ほど緊防債の対象事業と言う事で、その事業の中身についてご説明申し上げます。

まず庁舎の防犯関係工事がございます。続きまして付属倉庫等建設工事もございま

す。それから防災ステーションの解体工事もございます。それと開発行為の許可申請書作成業務もございます。あと雨水排水工事に係る配管切り替え工事もあります。

また、それに伴って樋管の設計の部分もこの経費として入っております。

以上、今ご説明申し上げた部分が町単独費と言う事で取り扱う事となっております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** まず1点目の契約の関係になります。入札によるのか、随意契約によるのかと言う部分のご質問ですけれども、この間いろいろ検討して作業をしてきましたが、この実施設計の発注について適した方法と言う事で現在考えているのは、やはり随意契約で作業を今後、引き続き進めていきたいと言う事で考えております。

それから実施設計の工期の部分でありますけれども、工期につきましては、平成30年の6月末と言う事で今回、予算措置された後に契約の作業を取り進めて基本設計の成果品もできますので、その後の作業を経て6月末までの8ヶ月くらいで、この実施設計を整えて行きたいと言う考えでいるところであります。

それから3点目の基本計画での数字4063㎡と今回示してありますが、これが実施設計の中でどのように面積的になっていくのかと言う事では、これは実施設計の中で検討しながら精査した中、得られた面積を持って本体工事の建設の方に発注して行くと言う様な流れで考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 後段の説明については、解りました。今、基本計画が出来上がって4063㎡を基に今度それに基づいて実施設計を組んでいく段階では、面積が多少減ったり増えたりと言う事が最後に設計していく中で出てくると思うんですよ。それを基に発注すると言う事が基本だと思いますので、その点は理解いたしました。

それから入札か随契かと言う部分ですけれども随意契約をするための根拠、これは地方自治法施行令の中にありますから、その根拠を示して下さい。

それと単独費でやる財政調整基金繰入金の5点ですけども防犯関係付属倉庫、防災ステーションの移設、開発行為の許可申請書作成業務、雨水の排水切り替え分が3,391万8,000円に相当する分については、起債対象から外れると言う事で理解してもいいと言う事ですよ、解りました。それで先ほど言いました様に随意契約の根

拠をしっかりと示していただきたいと思います。これは、基本設計の段階で予算6,600万円これに対して5社による入札の結果が2,894万と言う事で落札率が43.24%と相当低いわけです。それでも、これだけの調査設計をやって来ていますので、私は、信頼出来るのかなと思っていますが、その契約の根拠は、何に基づいて随意契約をしようとしているのかの説明をいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 今ありました随意契約の根拠の部分と言う事でご質問でございますけれども、議員おっしゃられますように地方自治法の施行令第167条の2第1項第2号これが随意契約と規定されておまして、その中身としましては、その性質または目的が競争入札に適さないものと言う様な事になっております。今、随意契約にする根拠という部分のお話しですけれども、当町の基本設計までの業務これは、議員前段で申し上げていた様に基本設計の入札が5社で43.04%と言う事で入札を終えて、この間で作業を進めてきていますけれども、随意契約が望ましいと言う事でこちらが判断した理由としましては、今回は、基本設計までの間の敷地、周辺環境等の条件また現在まで協議している経過また、町の意向を把握しながら作業を進めさせていただいております。それで緊防債で5項目と言う事で起債を予定しておりますけれども、その中では、庁舎の本体建設、避難道路それから、貯留槽それから防災設備など庁舎の建設のみならず、これが輻輳して事業が色々に関連していると言う事で基本設計で各事業の設定経過も色々確実に伝わって行くだろうと言う事で考えております。これまで基本設計までの打ち合わせを進めてきておりますけれども、適切な品質の確保やコスト削減が的確に反映されて行くものだというふうに考えております。

それと業務の迅速性このようなものも考えております。基本実施設計が完了した後には、開発行為の許可申請などの手続上の事もありますので、これも含めて今後想定される案件に対応出来るように早急に進めていき、随意契約をもって引き続き実施設計をさせていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 今、総務課長が述べられた事が随意契約時に言う地方自治法167条の第2項入札に適さない事項と言うふうに果たしてなるのかなと言う部分があるんです。これは前段、あまりにも低い落札率と言う事で気になるんですよ。これ

は、独占禁止法に不当廉売にあたるのかなと言うぐらい、この前も議会で言いましたけれども、低入札価格調査制度や最底制限価格制度と言うものがありますので、これを導入しないで入札結果が安い業者と言う事で入札できなかったと言う事です。結果的には安くて町の財政的には、良かったのですが基本調査設計での成果品は、しっかりしたものが出てくると言う事で随意契約をしたいと言う事だと思っんです。それで167条2項に該当して適さないと言う事で想定するんです。仮に随意契約するにしても、町長は、その業者に対して成果品をきちんと出せるような方策が必要ではないかと思っんです。町長にその辺の見解を示していただきたいと思っんです。

それと、委託料の積算ですけれども、これは道単価に基づいて積算した結果、この価格になったと言う事でいいのか説明していただきたいと思っんです。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 今、議員おっしゃられましたとおり基本設計の入札時には、最低価格のぎりぎりのところで結果として、そのような形の入札額になったと言う事でのお話でありましたけれども、いずれにしても、今この最低価格の調査の関係の部分につきましては今段階では、一定程度の整理が出来ておりませんが、その辺の基準を設ける部分につきましては、次年度に向けて整理していかなければならないと思っっております。

入札の関係ですけれども前回、議員がおっしゃられた事ですけれども、今回こちらで考えているのは、随意契約と言う事で考えておりますのでご理解いただきたいと思っんです。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** お答えします。この間、基本設計に関してその結果、今日まで作業を進めてきましたけれども、この企業を含めて多くの日数を費やし、また職員も含め勉強させてもらいましてその都度、私も勉強しましたけれども、このように進めてきて今日に至っています。この企業は、大きな信頼ができる企業だと思っっておりますので、その事を含めて今、総務課長が言いましたけれども、そういう形で進めた方が有効に働くと思っっておりますので私としては、その方向で進めていきたいと言う事で考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

建設課長。

**○建設課長（渡邊馨君）** 最後にご質問のありました設計の積算根拠でございます。建築につきましては、営繕工事設計業務等委託料策定資料それから土木につきましては、土木事業委託積算基準共に北海道開発建設部から出された資料に基づきました単価を基に積算しております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

1 番加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 先日、基本設計について説明がありました。私も色々と重要な部分をチェックしながら聞いておりました。この説明の時に意見が出された中で基本設計が今日まで変わることなく、そのままの形で委託するという様な状況にあるのか、もし変更があれば教えていただきたいと思います。

それから基本設計の中で2つ目の質問ですが2点ほど疑問に思う事があるのですが、この事について説明していただきたいと思います。

1点目は、正面玄関に入って見取り図で1階から3階まで階段があり、それが完成して3階まで上ると言う図を見た時に大変かなと思ったんです。その階段をまっすぐつけた事で負担がかからないと言う事での説明をお願いしたいと思います。

もう1点は、トイレですけれども1階から3階でそれぞれトイレの位置がずれているんです。普通であれば3階建ての建物であれば1階から3階までトイレの場所が決まっていて一定になっているのですが、この辺の理由とこの離す事によって設計上、大丈夫なものなのかと言う事での説明をお願いしたいと思います。

それから3点目ですけれども今町長から説明がありましたが、随意契約と入札の関係でどちらにしても不正のない業者が受けてもらえれば有難い事ですし入札したからと言ってそれが正しい業者であるかは、疑問かなと思うんです。万が一、結果的に不正な業者だったと言う事にならないための保証の様なものはないのか、その辺を説明していただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 議員の方から数点のご質問がありましたけれども、まず1点目については、これまでの全員協議会の中でも基本計画の説明をしましたけれども、これについては今、進めておまして9月末に成果品としてでてくると言う事ですので、その基本設計の先ほど言っていました4063㎡を基本に今、実施設計の方へ委託をかけようと言う事で考えております。

それから2点目ですが前回の全員協議会の時にもお示ししながら1階から3階までイメージパースも今、基本設計が出来上がってくる段階でお示し出来るかなと考えておりますけれども見た目でも3階まで一気に駆け上ると言うイメージ的な部分の考えると位置的には1階の奥の方になりますけれどもエレベーターも備え付けておりますので、そういった形では、エレベーターを利用する、また2階へ上る時には、1階から2階までの階段を利用するとか、3階まで行く時には、配置計画上では奥の方に予定しているエレベーターを利用しながら3階まで行くと言う様な事での対応を考えております。

それから1階から3階までのトイレの関係ですけれども位置の違いの部分では、役場の庁舎機能それから防災センター機能これについては、避難施設としての機能を備えた時に万が一想定された場合の避難者へのトイレの利用、使用などを色々検討しながら1階、2階、3階のトイレの配置計画の中で検討させてもらったと言う事でご理解いただきたいと思います。

あと随意契約となった場合の保証的なものは、何かないのかと言う事ですけれども、この辺は実施設計を組む段階での契約の中に求めるべき成果品と言う事で求められますので、それをしっかりやっていただくと言う事が基本になります。保証と言うよりは、そこの中で示したものをしっかりやっていただき、成果品をいただくと言う様な考えでおります。以上です。

**○1番（加藤弘二君）** 技術的に大丈夫なのかと言う事でお答えいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊馨君）** ただ今、質問のごございました1階から3階までのトイレの配置の関係ですけれども、これにつきましては設計上、問題はございません。

それと工事の技術につきましても当然、問題はございません。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第63号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって議案第63号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会宣言

---

**○議長（波岡玄智君）** お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって本定例会は、閉会することに決定しました。

これをもって平成29年第3回浜中町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

(閉会 午前11時30分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員